

議員（天野 里美）

3番 天野 里美です。皆さん、こんにちは。

1点目は不妊治療、2点目はがん対策、そして3点目は防災対策の大きくは3点について質問をさせていただきます。

最初に、不妊治療です。

多度津町は第6次多度津町総合計画後期基本計画主要課題の施策の展開の中で少子化、高齢化による人口減少と、それに伴う地域活性化の衰退の情勢に対応するための解決に向けた取組として児童福祉、子育て支援等を軸とした人口減少対策を図る総合戦略の推進等、長期的な視野を持った取組が必要な課題を掲げているとあります。一方、今年度4月から実施されております第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画を見ると、多度津町における出生数は、平成26年度180人に対し平成30年度は147人と37人、約18ポイントも減少しています。しかも、新型コロナウイルス感染症により、今年度、来年度の出生数はより減少することが予測されます。確かに長期的な視野を持った取組は大切だと思いますが、この現状を考えますと、すぐにでも何かを対応することが必要ではないでしょうか。

そこで、以前町民より相談を受けたことがある不妊治療について質問したいと思います。子供が欲しくて授からない方への支援は、すぐにでも取り組むことのできる、または充実させることのできる対策だと考えます。

9月に新しく首相に就任した菅首相は、就任早々不妊治療の助成制度を大幅に拡充するよう田村厚生労働大臣に指示をいたしました。不妊治療の保険適用を早急に実現するよう検討を求めた上で、保険適用が実現するまでは助成制度を大幅に増額してほしいと指示したということです。そして、10月には菅内閣発足後初めての全世代型社会保障検討会議で、首相は不妊治療について、当事者の気持ちに寄り添いつつ、出産を希望する世帯を広く支援し、ハードルを少しでも下げていくために保険適用を早急に検討し、年末に工程を明らかにする、保険適用までの間は現行の助成制度を大幅に拡充すると述べています。また、待機児童問題について、保育園や幼稚園、ベビーシッターなど、地域のあらゆる資源を活用し、この問題に終止符を打つと述べ、年末に新たな計画を定めるほか、男性が育児休業を取得しやすくする仕組みを整備する考えを示しています。

国立社会保険・人口問題研究所が行った2015年社会保障・人口問題基本調査によると、日本では実際に不妊の検査や治療を受けたことがある、または現在受けている夫婦は、全体で18.2%、子供のいない夫婦では28.2%となっています。これは、夫婦全体の5.5組に対して1組に当たります。また、2015年に日本では5万1,001人が生殖補助医療により誕生しており、全出生児100万8,000人の5.1%で、これは約20人に1人に当たります。

香川県では特定不妊治療費助成事業を設けており、多度津町でも県の事業により受け

ることが可能な金額を控除した額で、1回の治療につき10万円までを補助する多度津町特定不妊治療費助成事業実施要綱を制定して対応しているところです。

そこで、質問です。

まず最初に、多度津町特定不妊治療費助成事業の概略について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町特定不妊治療費助成事業の概略についてのご質問に答弁をさせていただきます。

多度津町特定不妊治療費助成事業は、不妊治療を受けている夫婦に対し、体外受精及び顕微授精について、治療に要する費用の一部を助成することにより、治療を受けているものの経済的負担の軽減を図ることを目的としております。助成の要件として、夫婦ともに本町に住所を有すること、法律上の婚姻をしている夫婦であること、夫及び妻の前年の所得が730万円未満であることなど、幾つかの要件を満たす者を対象としております。助成金の額については、天野議員のおっしゃるとおり、県の助成金額を控除した額で、1回の治療につき10万円までとし、回数については初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が39歳以下であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回までとし、43歳以降に開始した治療については助成の対象としておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、平成27年度から令和元年度まで、多度津町特定不妊治療費助成事業を受けた人及び件数について質問いたします。また、分かる範囲で構いませんので、香川県特定不妊治療費助成事業の過去5年間の実績について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町特定不妊治療費助成事業を受けた人及び件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県の特定不妊治療費助成事業が開始したのは平成16年ですが、本町の当該事業については平成29年度から開始いたしました。事業開始から令和元年までの3年間に当該事業を利用されたのは、実人員は23人、助成した延べ件数は55件でございます。また、県の過去5年間の事業の実績は、平成27年度が597件、28年度507件、29年度533件、30年度483件、令和元年度は481件となっております。また、今年度の現在までの件数は172件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、平成27年度から令和元年度までに多度津町の担当窓口が不妊治療について相談を受けた件数について質問いたします。また、平成30年度からスタートした子育て世代包括支援センターは、業務の一つとして不妊治療に対する相談業務が位置

づけられています、センターで相談を受けたことはありますでしょうか。あれば、件数と内容について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町の担当窓口と子育て世代包括支援センターが不妊治療について相談を受けた件数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

不妊治療についての相談につきましては、担当窓口である保健センターへは主に助成事業に関する問合せや申請の流れについて数件ございました。また、子育て世代包括支援センターで受けた件数は1件ございますが、治療についての具体的な相談ではなく、不妊治療で受診するための子供の一時預かり事業についての相談でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画の中で、第4章、子ども・子育て支援のための基本施策に不妊治療・周産期医療体制の充実促進として安心して出産できるよう、香川県の実施する特定不妊治療助成制度や本町の実施する多度津町特定不妊治療費助成事業等についての情報提供を行いますとあり、また国、県の動向を見ながら適切な時期に適切な治療を受けることができるよう制度の周知徹底を行いますとありますが、情報提供や制度の周知徹底をどのような時に、どんなタイミングで行っているのか質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の情報提供や制度の周知徹底をどのような時に、どんなタイミングで行っているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまで当該事業開始時には町広報紙やチラシにより周知したほか、近隣の特定不妊治療を行っている医療機関へ依頼し、本町の方で治療を希望される方に対し、当該事業の利用について説明をお願いいたしました。天野議員のおっしゃるとおり、現在国において不妊治療費の助成制度を大幅に拡充することや不妊治療費の保険適用について検討されております。国や県の動向を注視しながら本町の事業や制度も柔軟に対応し、その都度町民に対し、町広報紙や町ホームページ等により広く周知し、保健センターや子育て世代包括支援センターにおいても情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

現在の情報提供や制度の周知徹底で十分だとお考えでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の再質問にお答えいたします。

確かに現在のところ、町ホームページ等、そういう媒体を通しての周知になっており

ますが、子育て世代包括支援センターの活動も徐々に活発になってきて利用者も増えております。この問題、不妊治療につきましては、かなりプライバシーの関係もありデリケートな問題ですので、なかなか公に相談に来る方が今は少ないのかなと思いますので、このような相談件数になっていると考えておりますので、今後安心して相談を受け付けられるような窓口業務の体制を確立していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再々質問になります。

適切な時期に適切な治療を受けることができるようがあります。そのためには広く町民に制度があることを周知しなければならないと考えますが、今後もっと積極的な対応をお願いしたいとは思いますが、いかがでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の再々質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、広く使いやすい制度となるよう、また必要な方が必要な時期に受けられるように今後とも保健センター、健康福祉課一同広めるような努力をしていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議員（天野 里美）

有難うございます。

これ再々再質問になります。私の手元にあります。こちらは丸亀市総務部人権課男女共同参画室が発行されたものです。遠くからは見えづらいと思うんですが、不妊治療と仕事の両立、そしてまた、こちらにも仕事と両立できない人が35%、詳しい数字までが明確にされた発刊紙でございます。こちらの情報誌によりますと、仕事と治療を両立できない人が35%いる、先ほどお話しさせていただきましたが、掲載されております事業者に対し、職場が柔軟な対応ができるように周知徹底を行う必要があるとは思いますが、多度津町としてどのように対応されているかをお答えしていただけますでしょうか、お願いいたします。

住民環境課長（石井 克典）

天野議員の再々再質問に答弁させていただきます。

丸亀市の方で周知の事例等、ご指摘がございましたが、多度津町の男女共同参画の担当といたしましては現在のところ、そういう積極的な周知等はできてございません。また、町内の状況等をまた調べた中で、またそういう啓発等を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

突然の質問に詳しくお答えいただきまして有難うございました。

要望に入ります。

国は早急に制度を成立させようとしていますし、待機児童問題や男性の育児休暇など、子ども・子育てに関する環境の整備に拍車をかけようとしています。町は国の動きを待つだけではなく、国や県の動向を注視しつつ、国や県よりも先に町独自の政策をいち早く打つことが大切だと思います。不妊治療についても保険適用になるまでの間、町独自の助成事業、例えば所得制限の緩和や不育症治療に対する助成、または不妊治療の助成対象を一般不妊治療にまで拡大するなど、長期的支援に立つばかりではなく、人口減少に歯止めをかける意味でも素早い対応を心がけていただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目、がん対策についてです。

日本において、がんは昭和56年、1981年より死因の第1位であり、平成27年、2015年には年間約37万人が亡くなり、生涯のうち2人に1人が罹患すると推計されており、がんは国民の生命と健康にとって重大な問題であります。

国は、昭和59年、1984年に策定された対がん10か年総合戦略をはじめとして、がん対策に取り組む一方、平成18年、2006年6月にはがん対策の一層の充実を図るため、がん対策基本法を成立、平成19年、2007年4月に施行されました。また、同年6月にはがん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、第1期がん対策推進基本計画を策定いたしました。さらに、平成28年、2016年のがん対策基本法の一部改正を行い、法の理念にがん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者がその置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援、その他必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られることが追加され、国や地方公共団体は医療・福祉資源を有効に活用し、国民の視点に立ったがん対策を実施することが求められています。

がん対策推進基本計画は、このような認識の下に見直しを行い、全体目標をがん患者を含めた国民が、がんを知り、がん克服を目指すとし、実行期間を平成29年、2017年度から令和4年、2022年度までの6年程度を目安とし、平成30年3月9日に第3期基本計画として閣議決定しております。そして、基本計画における施策として、がん予防、がん医療の充実、がんと共生を3つの柱としています。

そこで、第3期がん対策推進基本計画の実行期間の折り返しを過ぎた現在、多度津町におけるがん対策の現状はどのようなになっているのか、ご質問させていただきます。

まず最初に、がん予防についてです。

世界保健機関によれば、がんの約40%は予防できるため、がん予防は全てのがん対策において最も重要で費用対効果が優れた長期的施策となるとあり、より積極的にがん予防を進めていくことによって避けられるがんを防ぐことが重要であると述べています。予防には、がんのリスクを減少させる1次予防と住民が利用しやすい検診体制の

構築等、がんの早期発見、早期治療による２次予防があります。第３期がん対策推進基本計画では、国は全てのがん種において、がん検診の受診率の目標値を50%にするのとありますが、多度津町の過去５年間の受診率はどうなっているのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町の過去５年間の受診率はどうなっているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の過去５年間のがん検診受診率につきましては、職域で実施するがん検診や個人で受診する受診者数を把握することが困難であり、町全体の受診率については把握していないため、本町が実施するがん検診の受診率についてお答えいたします。本町の受診率は、過去５年間、全てのがん種において、国及び県の平均受診率を上回っております。毎年公表される地域保健健康増進事業報告によりますと、最新の報告対象である平成30年度では、胃がん検診は国の平均を6.2ポイント、県の平均を5.2ポイント、大腸がん検診は国の平均を4.8ポイント、県の平均を2.5ポイント、肺がん検診は国の平均を5.1ポイント、県の平均を3.2ポイント、乳がん検診は国の平均を12.6ポイント、県の平均を7.5ポイント、子宮頸がん検診は国の平均を3.9ポイント、県の平均を2.0ポイント上回っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続いて、受診率向上対策の取り組むべき施策として、市町村は当面の対応として、検診の受診手続の簡素化、効果的な受診勧奨、職域で受診機会のない者に対する受診体制の整備、受診対象者の名簿を活用した個別受診勧奨、再勧奨、かかりつけ医や薬局の薬剤師を通じた受診勧奨など可能な事項から順次取組を進めるとあります。また、第６次多度津町総合計画においても、重点取組事業としてがん検診受診率向上やがんの早期発見に向けた啓発とありますが、町としては受診率向上に向け、具体的にどう取り組んでいるのかご質問させていただきます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の多度津町として受診率向上に向け、具体的にどう取り組んでいるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

受診率向上に向けた取組として、がん検診対象となる年齢全ての町民に対し、健診受診調査票を郵送にて送付し、翌年のがん検診受診の希望者を取りまとめ、申込者にはがん検診ごとに個別案内にて受診勧奨をしております。健診未受診者に対しては、再度案内文書を送付し、受診勧奨をしております。また、受診者の利便性を考慮し、平日の健診だけでなく、休日健診や医療機関で受診する施設健診の充実など、できる限り多くの方が受診できるよう、環境整備にも努めております。今後がん予防についての広報周知や職域や医療機関等関係機関と連携しながら、受診率向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、がん教育についてです。

がん対策基本法第32条には、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるもの」とされており、平成24年、2012年に策定された第2期がん対策推進基本計画では、学校におけるがん教育は、令和2年、2020年度に小学校、令和3年度に中学校、令和4年度に高校でがん教育を実施することが明示されています。健康については、子供の頃から教育を受けることが重要であり、子供が健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理するとともに、がんに対する知識、がん患者への理解及び命の大切さに対する認識を深めることが大切であると思います。

昨年度、文部科学省は平成30年度におけるがん教育の実施状況調査を行い、令和2年2月21日にその調査結果を公表していますが、それによると小学校では56.3%、中学校では71.4%、高等学校では63.7%が実施しているということです。また、香川県では平成23年、2011年10月に香川県がん対策推進条例を策定し、その第14条にがん教育の推進を定め、平成26年、2014年3月に香川県がん教育の手引書とがん教育プログラム教材をDVDで発刊し、各校に配布しております。

令和元年度、多度津町内の学校教育におけるがん教育の取組状況を質問いたします。

教育長（三木 信行）

天野議員の多度津町内の学校教育におけるがん教育の取組状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町においては、中学校では保健体育の時間に保健体育科の教員が、小学校では主に6年生の保健学習で学級担任が主となり、香川県がん教育の手引きや保健の教科書を用いてがん教育を行っております。がんについて、子供たちはがんは恐ろしい病気や治らない病気というイメージだけが先行することがあります。そのようにならないために子供たちががんについて正しく理解し、自分自身の生活を見直したり、改善したりできるようにがんについて専門的な知識を持っている養護教諭がサポートをしながら授業を行っております。がんを克服した人の体験談やがんにならないための予防法を学び、現在の自分の生活と重ねながら、未来の健康について考えられるようにしております。

がん教育を行う際には身近にがんを経験した人がいたり、がんにより家族を亡くしたという経験をしたりしている子供がいることもあるので、個別の心情面にも配慮をしながら行っております。がん教育を通して命の尊さ、そして病気に立ち向かう人の勇氣と努力を知り、自分自身の未来の健康について考えられる子供たちを育成していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

再質問です。

第3期がん対策推進基本計画では、医師やがん患者、経験者等の外部講師を活用し、子供にがんの正しい知識やがん患者経験者の声を伝えることが重要であるとしていますが、外部講師の活用はどうなっていますでしょうか。いなければ、また今後活用するお考え等とかをお伺いさせていただきたいと思います。

教育長（三木 信行）

天野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、外部の方を招聘してということでございますが、多度津中学校におきましては県のがん教育を推進する看護師をゲストティーチャーに招いて実施をしております。それから、喫煙防止教室、これもがんに関係するのであるんですけども、これは小・中学校で実施をしております、特に中学校では1年生で実施をしております。禁煙外来を行っている医師を呼んで講習会を行っています。私はよく生徒には、たばこを吸わない人生をぜひ選びなさいという風に強く話をしております。小学校のほうは、中学校のようにゲストティーチャーを招いてというとか、そういうところの制度がありませんので、学校ごとに探してきて呼ぶということになっております。がん博士になろうとか、ガンダーをやっつけると、そういった香川県に用意していただいた教材ですが、それで学習をしております。

ここに1つゲストティーチャーを招いた時の学習によって行った中学校3年生の学習の後の記録があるので少し紹介いたします。これは30年後の自分へというようなことで感想が残っております。食生活、たばこ、飲酒はしていませんか、きちんと健診は行っていますか、もしがんになっているならば、30年後です、治療をきちんとして下さい、がんになっていないのならば、ならないようにこれからも気をつけて下さい、こういう感想に対して、家庭に持ち帰ってお母さんの方がこんな風な言葉を残してくれています。がんは身近な病気となっています、将来はもっとよい治療ができるようになってきていると思います、病気にならないためにも健診や日常生活を正しくして、健康を心がけていきたいです、母よりというような言葉が残っております。

いずれにしても、県の方のスライド教材等を活用しながら、今最も大切にしていることは、児童・生徒にとって自分のこととして考える学習をすることと、がんをゼロにすることはできませんので、そして治療できる疾病であるということを踏まえ、がん患者を支える社会の実現の必要に気づかせることということを今大切にしております。

以上で答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

本当にすばらしいですね。有難うございました。

続きまして、次の質問に入ります。

第3期がん対策推進基本計画では、地方公共団体は学校におけるがん教育だけでなく、がんに対する偏見の払拭や国民全てに対する健康についての啓発につながるよう、民間団体や患者団体等の協力を得ながら、がんに関する正しい知識を得る機会を設けるとあり、社会教育や就労支援など地域におけるがんとの共生社会を実現させることが重要であるとしています。

社会教育や就労支援、がんとの共生社会について、何か取り組んでいることがあるのか、あればその内容について質問いたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員のがんとの共生社会について何か取り組んでいることがあるのかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、がんに関する正しい知識を得ることにより町民の健康増進やがんに対する偏見を払拭させることに繋がると考え、様々な取組をしております。まず、毎年度7月から翌2月にかけて毎月健康づくりに関する題材を取り上げて開催する健康づくりセミナーに医師を招き、ご講演いただいたり、今年度は中止になりましたが、毎年開催している健康フェスタにおいてパネル展示するなど啓発活動を実施しております。また、平成30年7月には女性特有のがんについて専門医や薬剤師による講演会や健康相談を行う女性の健康セミナーを開催し、約400人の方に参加していただきました。また、9月のがん征圧月間や10月の乳がん啓発月間には町広報に関連記事を掲載、がん検診案内時にはがん予防の重要性を記載した案内文を送付するなど、日頃から機会を捉え、広報周知に努めております。今後、社会教育や就労支援については関係課と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きまして、総合的かつ計画的にがんとの共生社会を実現してくためには、がん対策に関する条例の制定も大きな手段ではないかと考えます。令和2年6月15日現在ではありますが、都道府県では41道府県で、市区町村では34市区町で制定しています。四国の市町村では、平成31年に松山市が条例を制定しています。多度津町として、条例制定についてどう考えているのか質問いたします。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員のがん対策に関する条例制定についてどう考えているのかのご質問に答弁をさせていただきます。

天野議員のおっしゃるとおり、がん対策に関する条例にはがんの予防及び早期発見の推進、がん患者に対する支援やその他のがん対策に関する施策の基本となる事項などが盛り込まれ、これを制定することにより、がんとの共生社会の実現に大きな手段であると考えられております。県内におきましては、平成23年に県が香川県がん対策推

進条例を制定しているものの市町で策定している自治体はありません。本町におきましては、今後他市町の策定状況を見ながら検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

要望に入ります。

がんはどの世代も罹患する可能性があり、また高齢者になるほど罹患する確率が高くなります。死亡原因の第1位であり、国民の約2人に1人が罹患すると推計されています。小児、AYA世代、高齢者といったライフステージに応じたがんへの対応ができる医療の問題だけではなく、小児、AYA世代のケアは家族に依存しており、高齢者の場合は認知症による意思決定の問題、就労可能年齢の治療と仕事の両立など、様々な社会的問題を抱えています。他市町村の状況だけではなく、積極的にがん条例に取り組んでいただけるよう要望いたします。また、がんになっても自分らしく生きることのできる地域共生社会を実現できるよう、チーム多度津を目指して積極的にがん対策に取り組んでいただきますよう要望いたします。

最後に、防災対策についてです。

去る11月3日午後7時前に多度津町佐柳島において17年ぶりに火災が発生し、幸いに人的被害はなく、また山火事になることもありませんでしたが、住宅や隣接する空き家などを合わせて6棟が全焼する大きな火災になりました。当日は風が強く、多度津町消防署が応援に駆けつけることが難しく時間がかかり、地元の消防団と地元住民での対応のため、鎮火するのが難しかったと聞いております。少子・高齢化の進んでいる今回の離島での火災は、今後少子・高齢化に拍車のかかる多度津町において大きな教訓にしなければならないと思います。

そこで、質問です。

今回の火災発生から鎮火に至るまでの状況について質問いたします。お願いいたします。

消防長（阿河 弘次）

天野議員の火災発生から鎮火に至るまでの状況についてのご質問に答弁させていただきます。

去る11月3日に佐柳島で発生した建物火災に係る消防活動について、時系列にてご説明申し上げます。11月3日18時52分、中讃消防指令センターに佐柳島長崎で建物が燃えていますという一報が入電しました。19時7分、中讃消防指令センターに佐柳島の島民より、火元住民は避難しており、逃げ遅れはありませんの連絡が入りました。同7分、民間海上タクシーに佐柳島へ渡航するため電話をかけましたが、電話が不通でございました。19時9分、坂出海上保安署へ佐柳島への渡航のため支援を要請いたしました。20時30分、坂出海上保安署の巡視艇、多度津港東港町岸壁に到着いたしました。20時50分、資機材及び職員11名、佐柳島出張所職員1名、警察官2名を乗せて多

度津港を出港いたしました。21時30分、佐柳島本浦港に到着いたしました。21時48分、消防隊現場到着、活動を開始いたしました。22時52分、火勢を鎮圧いたしました。翌11月4日3時34分、鎮火、その後も朝まで残火処理を継続いたしました。火災当日の11月3日は高松气象台により、17時35分に海上強風警報、瀬戸内海では北西の風が強く、最大風速35ノット、18メートルが発令されておりました。また、高松地方气象台多度津観測所のデータでも、夕方から夜中にかけて10メートル強の風が継続的に観測されております。

以上が鎮火に至るまでの時間経過でございます。なお、焼損面積につきましては出火建物1棟、出火建物南の空き家、母屋と別棟のお風呂場の2棟、出火建物南西側の空き家、母屋と別棟の物置の2棟と出火建物西側の神社の1棟、計6棟で合計面積247.9平米でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

今回、火災発生から鎮火にまで多くの時間がかかりました。そこには人の問題、離島という環境の問題、社会的資源の問題がそれぞれにあると思いますが、その点どうお考えでしょうか。

消防長（阿河 弘次）

天野議員のそれぞれの問題点があるが、どのように考えているかのご質問に答弁させていただきます。

人的な問題点につきましては、令和2年11月1日現在、多度津町佐柳島に住民票がある住民は51世帯、67名で、男性が28名、女性が39名でございます。69歳以下の住民は6名で、そのうち男性が2名で、その2名は消防団員でございます。70歳以上の住民は61名で男性26名、そのうち4名は消防団員です。現在の消防団員数は佐柳島出張所の職員を含め7名でございます。新規入団者も若年層の島民がいないため、入団に至らず、佐柳島の消防団員の減少と高齢化が最大の課題でございます。

次に、離島という環境の問題点につきましては、消防職員が常駐しておりませんので、初動態勢につきましては消防団員の力に頼らなければなりません。また、災害が発生した場合には船舶を利用して消防職員が向かうことしかできず、今回のように強風下における渡航など、天候に左右される可能性が大きく、坂出海上保安署の巡視艇でも海上走行については容易ではございませんでした。

最後に、社会的資源の問題につきましては、島民の方々は相互扶助の意識や防火意識が大変強く、少しでも火災の発生をなくすために住宅の電化に努めているとお伺いしております。島内における電化率の調査をしたことはございませんが、電化を進めていくことも火災を減らす要因の一つであると考えます。また、自治会内で定期的に消火訓練や災害に対する認識を共有するなど、さらに防災意識を高めることも大切だと考えます。離島での生活の安心・安全を求めていくには町全体で支援を行っていく必

要があると思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

続きましてですが、今回の火災では佐柳島の住民がポンプを動かすのに時間がかかったというお話をお聞きしています。また、佐柳島に新しい設備が導入されるとも聞いております。この話から、多度津町消防署と各多度津町消防団との連携が常に必要だと感じました。そこで質問ですが、ポンプ操作などを含む消防署と消防団との合同訓練は行っているのでしょうか。行っているとすれば、どのような内容で行っているのかお答えいただけますでしょうか。

消防長（阿河 弘次）

天野議員の消防団との訓練等は実施しているのかのご質問に答弁させていただきます。

消防団におきましては、定期的に機械器具の点検等を実施しております。また、予定ではございますが、来年度消防屯所の一部を改修して小型動力ポンプ積載軽消防自動車の配置を計画しております。消防団との合同訓練につきましては、総合訓練と消防ポンプ操法を交互に実施しておりますが、島嶼部の分団につきましては団員が島を不在にすることができず、また高齢のため、見学にとどまっております。今後、島嶼部の分団と相談しながら訓練を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

次に、今までにも必要に応じて様々な消防相互応援協定を締結してきましたが、今回海上保安庁の応援を受けたことを踏まえ、新たな応援協定を締結することが必要ではないかと思いますが、どうお考えでしょうか。お願いいたします。

消防長（阿河 弘次）

天野議員の新たな応援協定を締結する必要があるのではないのかのご質問に答弁させていただきます。

大規模災害等における応援につきましては、香川県消防相互応援協定、香川県防災ヘリコプター応援協定など、各関係団体と協定を締結しております。今年の5月には坂出海上保安署と多度津町の行政区域内の海域及び海域に隣接した場所並びに島嶼部の災害における協定を締結しております。また、火災当日、たどつ汽船より支援の申出がありましたことから、今後も必要とする団体との協定の締結を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

有難うございました。

要望に入ります。

今回の火災は幸いにも人的な被害はありませんでしたが、今後少子・高齢化が進んでいく多度津町において、自然災害を含めた防災の在り方について考えさせられる機会と感じました。多度津町における防災行政をより積極的に取り組み、町民に対して安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていかなければなりません。20年、30年先を見据えた多度津町の防災について、チーム多度津が1つになり、町として取り組むべき課題、自治会として取り組むべき課題、町民一人一人が取り組むべき課題を整理して、今から取り組んでいかなければならないのではないかと思います。その点、要望させていただきます。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。